

産業廃棄物処理業 廃止 届出書  
変更

平成30年 〇月 〇日

新潟市長 篠田 昭 殿

届出者 〒 〇〇

住 所 〇〇

氏 名 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇

〇〇年 〇月 〇日付け第 〇〇 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等(以下「法」といいます)第 〇 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定によ

変更

水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について「含む」の記載を追加する場合は、新の欄に記載してください。

新

廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。)

水銀使用製品産業廃棄物 含む  
水銀含有ばいじん等 含む

変更した事項の内容(規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住 所

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物が定義されたため

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日(法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

記載例

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第3面）

(3) 積替施設又は保管施設の概要

所在地

新潟市中央区〇〇

取扱う（特別管理）産業廃棄物ごとの保管計画

・変更前，変更後が分かるように記載してください。  
 ・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等として保管を行うもののみ記載してください。

産業廃棄物の種類	面積 (m <sup>2</sup> )	屋外 屋内	保管容器 (種類)	保管上限 (t 又は m <sup>3</sup> )	最大高さ (m) ※1	平均搬出量 (t/月 又は m <sup>3</sup> /月)	搬出量から算出した保管上限 (t 又は m <sup>3</sup> ) ※2
変更前							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	10	屋内	ドラム缶	50m <sup>3</sup>	—	300m <sup>3</sup> /月	70m <sup>3</sup>
変更後							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	10	屋内	ドラム缶	50m <sup>3</sup>	—	300m <sup>3</sup> /月	70m <sup>3</sup>

※1 屋外で容器を用いずに保管する場合のみ記載。

※2 平均搬出量の7日分として算出した量（平均搬出量÷30×7）

現に許可証に記載されている産業廃棄物の種類，保管面積，保管上限量を記載してください。

現に許可されている保管面積，保管上限量を変更する場合は，担当課へご相談ください。

記載例

様式第六号の二（第九条の二関係）

（第4面）

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

**(1)車両毎の用途**

①バン

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

**2)収集運搬業務を行う時間**

8時～17時（休憩 1時間）

**(3)休業日**

日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

平成30年 ○月 ○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	人	人	1人	2人	3人	人	9人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）収集運搬に際し講ずる措置

- 飛散流出防止措置として、水銀使用製品産業廃棄物（〇〇〇）は、△△△という運搬方法を取り、他の廃棄物と混合しないように、区分して運搬する。

・水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないよう、また、他の物と混合しないように区分して収集運搬する必要があります。使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

（2）積替え保管場所において講ずる措置

- 水銀使用製品産業廃棄物は、他の物と混合するおそれのないように、△△△といった方法による措置を講じる。

・積替え保管有りの方は記載してください。  
・他の物と混合しないように区分して保管する必要があります。使用する容器や具体的な保管方法について記載してください。

記載例

市様式第 9 号 (処分)

(第 2 面)

<p>3. 処分業の用に供する施設の概要 (1) 中間処理施設*<sup>1</sup></p>	
施設の種類* <sup>2</sup>	○○
設置場所* <sup>2</sup>	○○
設置年月日* <sup>3</sup>	○○
処理する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。)の種類及び処理能力* <sup>2</sup>	<p><b>変更前</b> ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る)</p> <p><b>変更後</b> ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管)に限る)</p>
処理方式、構造及び設備の概要	<p><b>処理方式：破碎</b></p> <p><b>構造及び設備の概要：集じん装置付き蛍光管専用破碎機</b></p>
環境保全措置の概要	<p><b>水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように△△△の措置を講ずる。</b></p>
<p>* 1 施設ごとに記載すること。</p> <p>* 2 産業廃棄物処理施設 (設置・変更) 許可証又は事前協議完了通知に記載の内容を記載すること。なお、許可証と完了通知で項目が重複しているものについては、許可証の記載内容を優先すること。</p> <p>* 3 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書又は工事完了報告書に記載の竣<sup>しゅん</sup>工の年月日又は工事完了年月日を記載すること。</p>	

現に許可証に記載されている施設の種類の、設置場所、設置年月日を記載してください

水銀使用製品産業廃棄物を処分する際は、水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように措置を講ずる必要があります。集じん機等具体的な対策・措置を記載してください。

記載例

市様式第9号 (処分)

(第3面)

(2) 保管場所 (処分等のための保管) *1							
中間処理施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類並びに数量		○○○					
所在地*2		○○○					
環境保全措置の概要		他の物と混合するおそれのないように△△△により保管を行う。					
取り扱う産業廃棄物 (特別管)		・変更前, 変更後が分かるように記載してください。 ・水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等として保管を行うもののみ記載してください。					
産業廃棄物の種類*3	処分前 処分後 の別	面積 (m <sup>2</sup> )	屋外 屋内 の別	保管容器 (種類・個数)	保管数量 (保管上限) *4 (t 又は m <sup>3</sup> )	最大積 上げ高 さ*5 (m)	処理能力か ら算出した 保管上限 *6 (t 又は m <sup>3</sup> )
変更前							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管に限る)	処分前	10	屋内	ドラム缶 1個	10 t	—	100 t
変更後							
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物 (廃蛍光管) に限る)	処分前	10	屋内	ドラム缶 1個	10 t	—	100 t

許可申請書や変更届に記載している産業廃棄物の種類, 保管面積, 保管上限量等を記載してください。

現に届出等されている保管面積, 保管上限量を変更する場合は, 担当課へご相談ください。

\*1 保管場所のある事業場ごとに記載すること。  
 \*2 保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。  
 \*3 同じ種類の産業廃棄物を事業場内で2か所に分けて保管する場合は, 2行に分けて記載すること。この場合, 処分前の保管にあつては, 処理能力から算出した保管上限欄は, 1行にすること。  
 \*4 保管数量は, 処理能力から算出した保管上限\*6以内となっていること。ただし, 保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合, 本欄は記載不要。  
 \*5 屋外で容器を用いずに保管する場合は, 最大積上げ高さを記載すること。  
 \*6 第2面記載の処理能力の14日分として算出した量を記載すること (例外あり)。ただし, 保管する産業廃棄物が当該処分後のものである場合, 本欄は記載不要。

処分後の（特別管理）産業廃棄物等の処理方法を記載した書類					
	処分後の産業廃棄物等の種類* <sup>1</sup>	発生量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	処理 方法* <sup>2</sup>	搬出先の名称 及び所在地	搬出先までの 運搬者* <sup>3</sup>
1	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等（廃蛍光管破砕物）	10 t	最終処分 (管理型)	〇〇〇	△△△
2					
3					
4					
5					
6					
7					

\* 1 処分後の産業廃棄物等の種類ごとに記載すること。

\* 2 廃棄物処理である場合は、「中間処理（処分方法（焼却、破砕等）」又は「最終処分」と記載すること。廃棄物処理でない場合は、「売却」等と記載すること。

\* 3 自ら運搬する場合は「自己」と記載すること。